



狂犬病で1年間に亡くなっている人は、世界でおよそ55,000人。狂犬病は犬だけでなく人にも感染し、発症すると人も犬もほぼ100%死に至る怖い病気ですが予防できる病気です。現在、国内での発生はありませんが、海外からの侵入に備え、日頃から予防しておくことが、大切です。

犬の飼い主さんへ

狂犬病予防法 によって以下のことが義務づけられています。

1 登録(一生に1回)

登録はお住まいの市町村窓口へ！

問 お住いの市町村窓口まで

- 登録によって、どこの地域に何頭の犬がいるかがわかり、狂犬病が発生したときにまん延を防ぐ第一歩となります。
- 登録すると「鑑札(かんさつ)」が交付されます。
- 登録した犬が死亡したり、所在地を変更したりしたときにも、届出が必要です。



2 狂犬病予防注射(毎年1回)

集合注射(4~6月)会場もしくは動物病院で！

問 お住いの市町村窓口まで

- 予防注射によって、愛犬が狂犬病にかかるのを予防し、さらに人への感染を防ぐことができます。
- 屋内・屋外飼養に関わらず、予防注射を受けさせましょう。
- 予防注射を受けて手続きをすると「注射済票」が交付されます。



3 鑑札と注射済票の装着

- 飼い犬の首輪等に「鑑札」と「注射済票」をつけましょう。犬が迷子になったときに、番号から飼い主を調べることができます。
- 「鑑札」と「注射済票」は市町村により独自の型が認められています。

これらに違反すると、20万円以下の罰金の対象になります。

飼い犬が人をかんでしまった時には 【千葉県動物の愛護及び管理に関する条例】

犬が人をかんだ場合はただちに保健所へ届出をし、獣医師による検診を受けさせることが必要です。

チラシに関するお問い合わせはこちら【登録・注射についてはお住まいの市町村窓口に】 平成29年12月発行

千葉県健康福祉部衛生指導課 TEL.043-223-2642 FAX.043-227-2713

ちば